毒劇１８号（別記第11号様式の(1)）

**特定毒物研究者の変更届**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の種別 |  |
| 許 可 番 号 及 び許 可 年 月 日 | 第　　　　　　　　　　号年　　　月　　　日 |
|  主たる研究所の所在地及び名称 |  |
| 変更内容 | 事　　　　項 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
|  |  |  |
| 変　更　年　月　日 |  |
| 備　　　　　　　考 |  |

 上記により、変更の届出をします。

　 　年　　　月　　　日

 　 住　　所

 　 氏　　名

 福岡市保健所長　様

【添付書類】

１　主たる研究所の所在地の変更（住居表示変更を除く）時は、設備の概要図

（本市内での所在地変更の場合は、特定毒物研究者許可証の原本も必要）

２　特定毒物を必要とする研究事項の変更の場合は、研究内容を記載した書類

３　特定毒物の品目の変更の場合は、品目書

（使用する特定毒物の品目の全てを申請書に記載できない場合のみ）

４　主たる研究所の設備の重要な部分の変更の場合は変更前、変更後の設備の概要図

【記載要領】

１ 許可番号及び許可年月日欄

許可証に記載されている「許可番号」及び「許可年月日」を記載すること。

２ 主たる研究所の所在地及び名称欄

許可証に記載されている主たる研究所の所在地及び名称を記載すること。

なお、この事項を変更した時は、変更後の内容を記載すること。

３ 変更内容事項欄

「特定毒物を必要とする研究事項」「特定毒物の保管庫」等と、具体的に記載すること。

また、品目の廃止に係る変更届の場合は、変更前の欄には廃止した品目を、変更後の欄

には「廃止」と記載すること。

(1)農業試験場、食品メーカー等において農業関係の特定毒物の効力、有害性又は残効性等の

研究のみを行い、これ以外の特定毒物の研究を行わない者にあっては、その旨を「特定

毒物を必要とする研究事項」と併せて記載すること。

(2)水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、大気汚染

防止法(昭和43年法律第97号)等 の規定に基づく分析研究実施するため、標準品として

のみ特定毒物を使用し、それ以外の用途には使用しない者にあっては、その旨を「特定毒

物を必要とする研究事項」と併せて記載すること。

４ 変更年月日欄

変更した実際の年月日を記載すること。